

「二地域居住促進法の施行に向けて」

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律）

令和6年9月

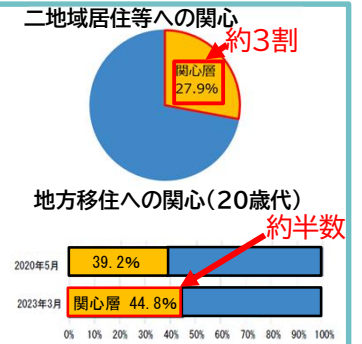
国土交通省 国土政策局

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

※令和6年5月15日成立。公布日から6月以内で政令で定める日から施行

背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、二地域居住の促進を通じた広域的な地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。



法律の概要

※1法律上は「特定居住」

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容を含む広域的な地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容を含む広域的な地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県 (広域的な地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村 (特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
 - ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
 - ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
 - ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>

2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

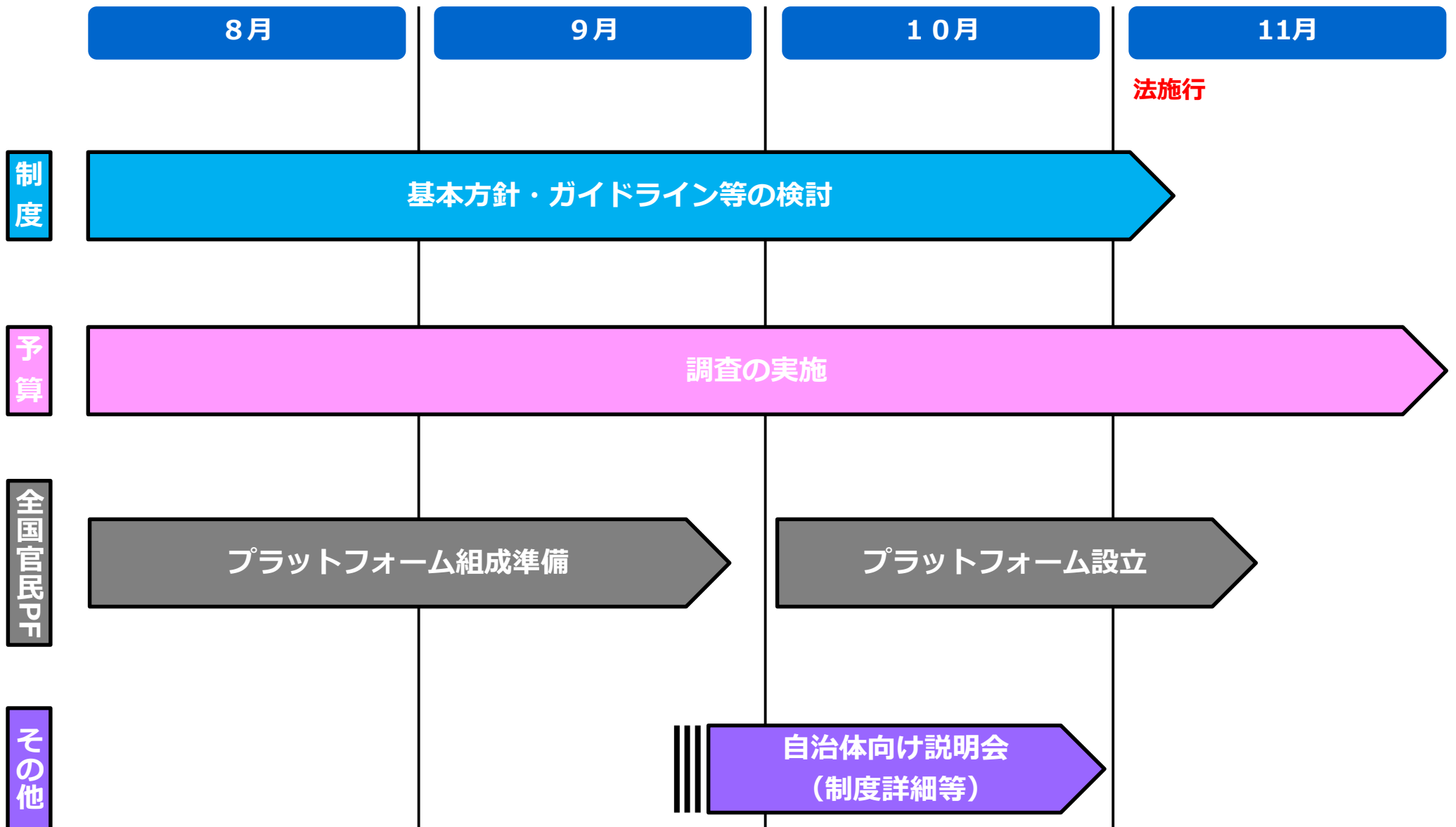
※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能
※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI)①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人



概要

移住・二地域居住等の促進により地方への人の流れの創出・拡大を図るため、特定居住支援法人等が実施する先導的な移住・二地域居住等を促進するための取組を支援するもの。

実証調査

●移住等の促進に向けた実証調査

(内容) : 移住等の取組の更なる促進のため、地方公共団体と連携して移住等の促進に取り組むNPO法人、民間企業等が実施する先導的な移住等を促進するための取組※(移住に向けた二地域居住を促進するための取組を含む)の実証調査を行うもの。

(予算額) : 3,000万円

(選定数等) : 1団体あたり350万円程度、6団体程度を想定

(対象団体) : 地方公共団体と連携して移住等の促進に取り組むNPO法人、民間事業者等

(詳細URL) : https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku08_hh_000039.html

※「住まい(住環境)」、「なりわい(仕事)の確保・新しい働き方」、「コミュニティ(地域づくりへの参加)」等の観点を二つ以上含むこと。

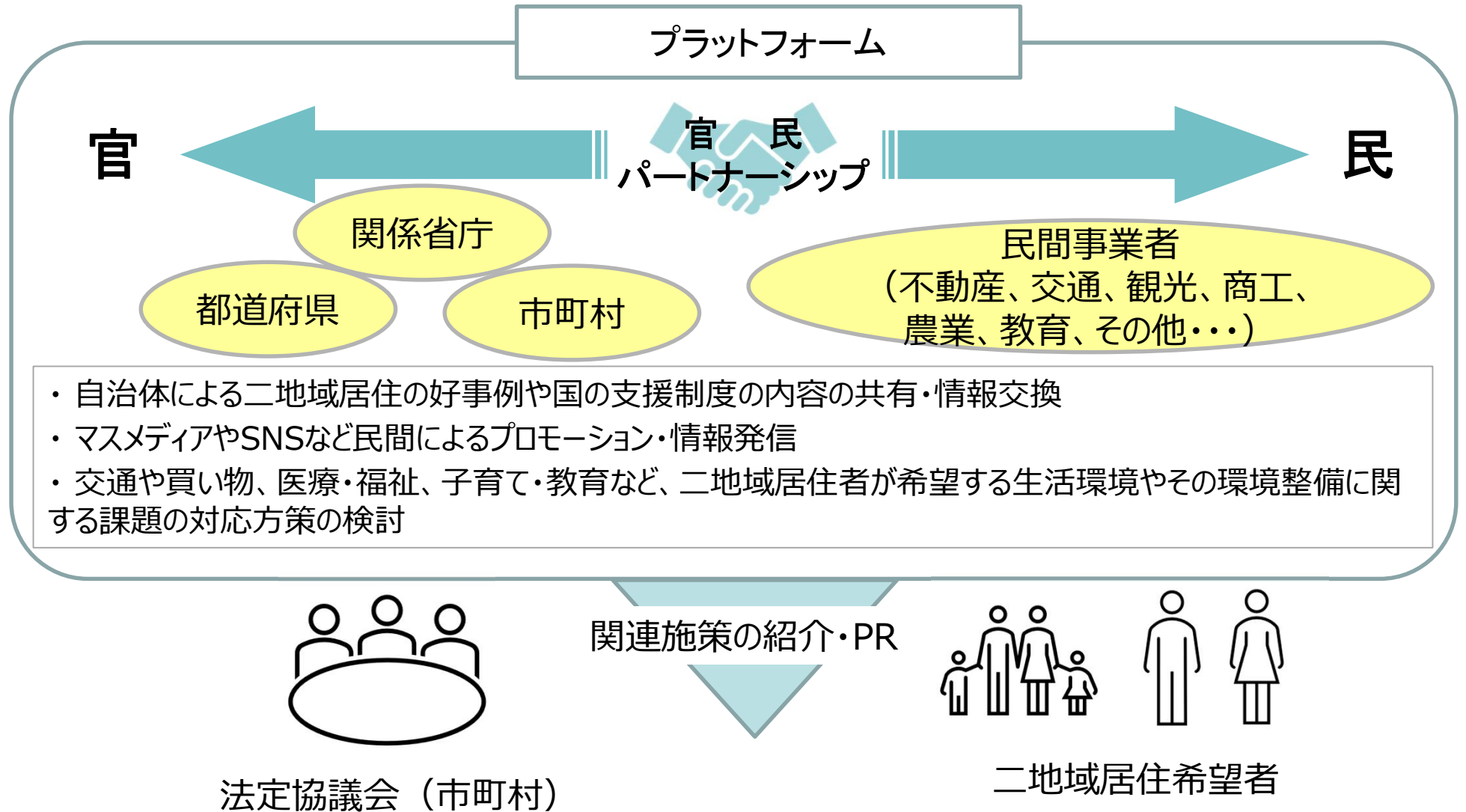
■採択取組一覧(令和6年8月6日公表)

(地方公共団体コード順)

実施地域	応募主体	取組概要	分類
北海道 北見市	株式会社 ワイズスタッフ	北見市において二地域居住を推進するモデルと体制基盤を構築するため、既存の空き家と空きオフィスのスペースを活用して、都市部のテレワーク可能な企業や個人・家族が北見市に中長期滞在(1週間以上)する実証調査を実施し、北見市における二地域居住のメリット・デメリットの明確化や課題の克服に向けた地域の様々な企業・団体の協力を得た体制づくり(保育園への送迎や生活移動用電動バイクの設置、地域産業との簡易マッチングシステムの構築等)に取り組む。	保育・教育
岩手県 陸前高田市	特定非営利 活動法人 高田暮舎	陸前高田市の空き家等を活用したアーティスト・イン・レジデンスプログラムにより関係人口の増加及び移住・二地域居住の促進を図る。国内の「若手アーティスト」「美大生」が、1週間～3ヶ月間程度の期間、陸前高田市内空き家を活用したシェアハウスに滞在し、「半美×半〇」のコンセプトのもと一次産業を中心に地域で就労しながら創作活動に取り組んでもらい、対象セグメントを特定した移住・二地域居住支援の調査・分析を行う。	すまい ・なりわい(アート・農業)
新潟県 佐渡市	株式会社 perch	佐渡市では若者世代の社会減や移住後の定着率の減少が課題となっている中、魅力的な二地域居住の受入れ体制を構築するため、佐渡市の自然環境を活用して、地域社会における持続可能な農業や持続可能なエネルギーへのシフトといったテーマに沿った「学び」→「実践」→「共有」の循環型体験学習プログラムを提供し、コミュニティ全体での動線設計や運営とマネジメントを考慮した佐渡市全体の二地域居住マスタープランニングに活かす。	なりわい(農業・自然)
長野県 塩尻市	ミテモ 株式会社	塩尻市は、人口減少と高齢化が進み、地域の担い手不足が課題である。そのような中、シビック・イノベーション拠点「スナバ」を通じた取組が二拠点生活者や移住者の増加の成功事例となっていることから、スナバにおいて居住場所に関する相談窓口の設置、コミュニティに入るためのオンボーディングプロセスの設定、地域で実践・事業化したいことに対するコーディネート、コミュニティとの接続を目的としたイベント・ワークショップの開催に取り組み、二拠点・移住者の増加に寄与する要因を明らかにするとともに、その要因が二拠点・移住者とコミュニティに与える影響を分析し、取組と当事者同士の内的な変化を体系化する。	コミュニティ
静岡県 三島市 ・長泉町	合同会社 うさぎ企画	二拠点生活・移住の適地として選ばれる必須要件(例:マイカーなしで暮らせる移動環境、教育環境、起業含めたライフサイクルに合せた選択肢)を探り、エリア全体の一層の差別化を図るため、三島市内のお試し移住ハウスに世代や実現ニーズが異なる移住・二拠点検討層を誘致。実現ニーズに基づいた複業機会を含めたビジネス交流やコミュニティ交流、オンデマンドシャトル体験等により、地域定着につながる必須要素や、移住・二拠点の本格検討に進むための要件・課題を整理する。	すまい・なりわい ・地域生活圏形成
鹿児島県 奄美市	合同会社 KAZAMI	奄美市における「新しい働き方」を発掘し、二地域居住及び転職なき移住を促進するとともに、オンラインや副業、兼業という「新しい働き方」における地域コミュニティへの入り口や新しい関わり方を創出するため、二地域居住者や移住した副業、兼業人材向けの「新しい働き方」の発掘、奄美市内の企業とのマッチングサイトの構築・運営、移住検討者及び移住者と地元企業をつなぐコーディネーターの育成、移住検討者へ向けた現地視察ツアーの実施(先輩移住者とのコミュニティ醸成)に取り組む。	なりわい・コミュニティ

全国二地域居住等促進プラットフォームについて

二地域居住の促進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、二地域居住の機運を一層高めるため、関係省庁・自治体・民間事業者等が参画する官民連携の「全国二地域居住等促進プラットフォーム」を設立。（今秋メド発足予定）



第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(3) 地方活性化及び交流の拡大

(個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大)

～中略～人の流れを創出・拡大するため、若者の地方移住を促す取組を強化するとともに、地方拠点強化税制の活用による企業の地方移転、産学官金連携による地域密着型企業の立ち上げ、地域おこし協力隊等の地域の人材確保の取組等を促進する。関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(4) 戦略的な社会資本整備

(持続可能な土地及び水資源の利用・管理)

持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換等を図る方策を導入する。空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進めるとともに、相続登記の申請義務化の周知や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。公的土地評価を支える不動産鑑定業の担い手確保に取り組む。また、マンションの管理適正化と再生円滑化を推進する。

健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を図るとともに、流域単位での水力発電の増強や上下水道施設の再編を含む省エネ化等に取り組む流域総合水管理を推進する。上下水道一体で施策に取り組むための環境整備を行う。